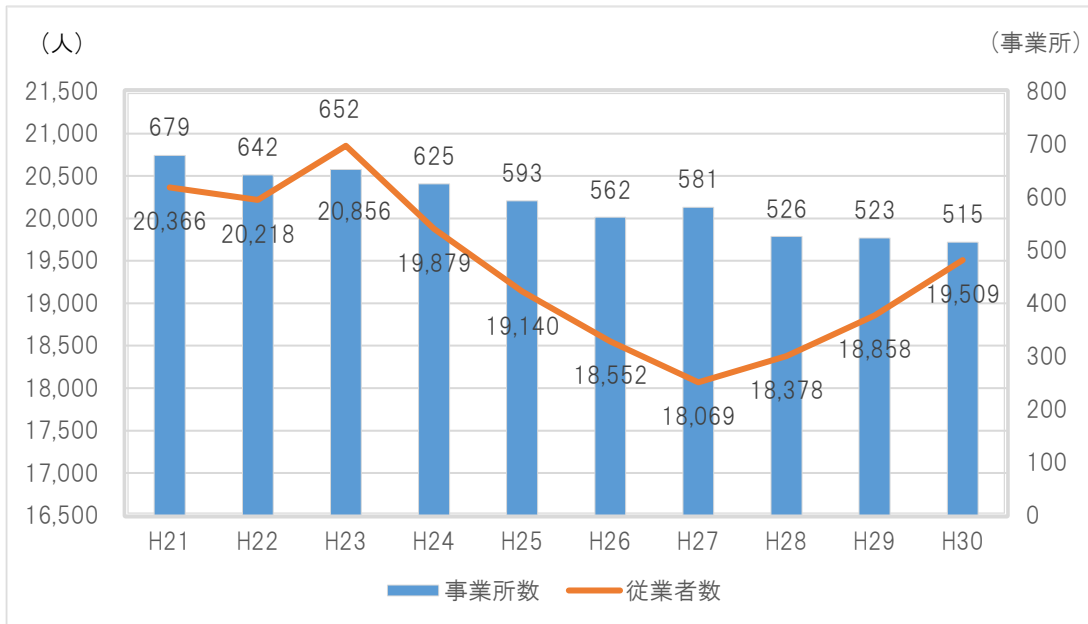


### 第3章 工業の振興

#### 1 工業に関する現状

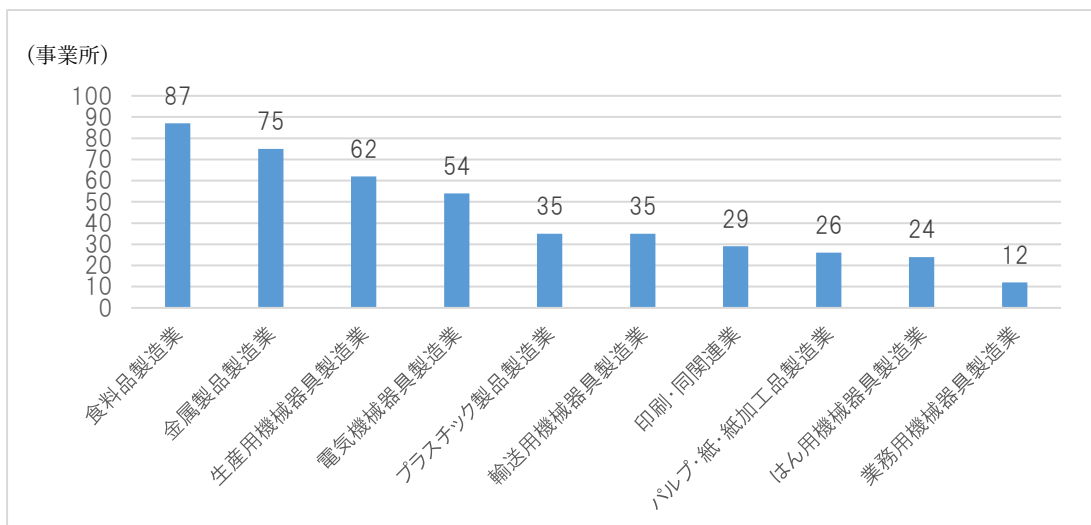
##### (1) 製造業の事業所数・従業者数の推移

平成 21 年以降の製造業の事業所数・従業者数は、平成 23 年から徐々に減少傾向にありましたが、平成 28 年からは、従業者数は増加傾向にあります。



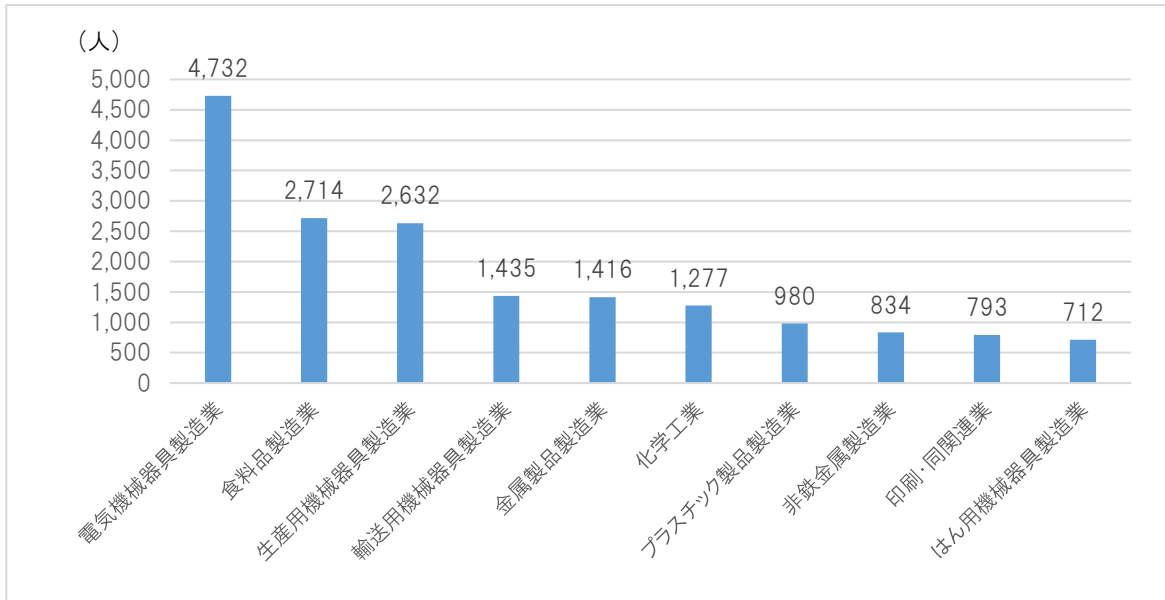
##### (2) 製造業の分類別事業所数

平成 30 年の分類別事業所数(上位 10 業種)では、食料品製造業が 87 事業所と最も多く、次いで、金属製品製造業が 75 事業所、生産用機械器具製造業が 62 事業所となっています。



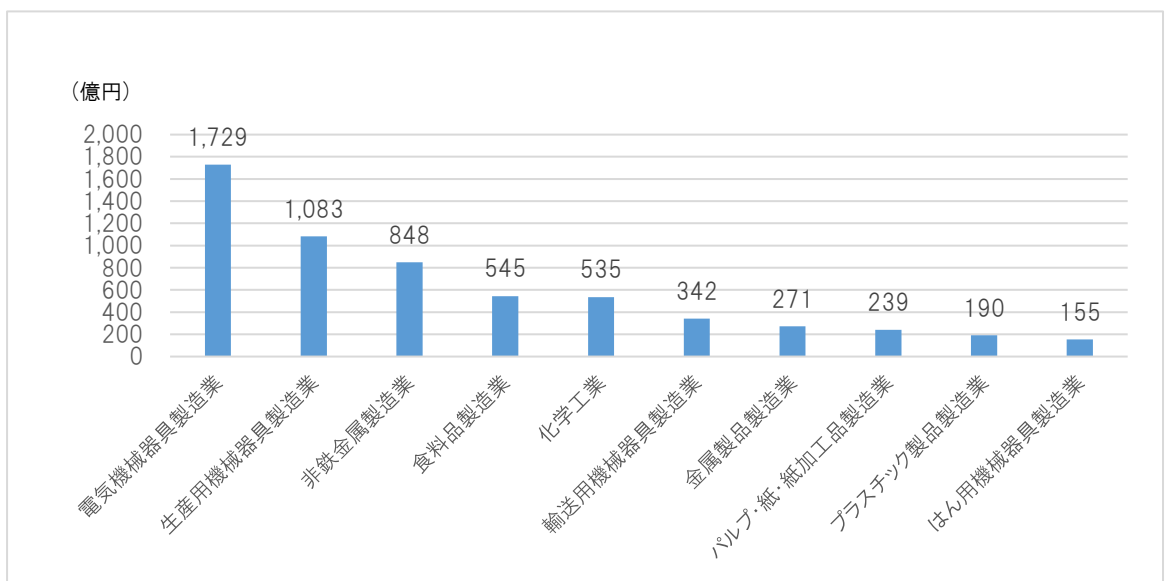
### (3) 製造業の分類別従業者数

平成 30 年の分類別従業者数(上位 10 業種)では、電気機械器具製造業が 4,732 人と最も多く、次いで、食料品製造業が 2,714 人、生産用機械器具製造業が 2,632 人と多くなっています。



### (4) 製造業の分類別製造品出荷額等

平成 30 年の分類別製造品出荷額等(上位 10 業種)では、電気機械器具製造業が 1,729 億円と最も多く、次いで、生産用機械器具製造業が 1,083 億円、非鉄金属製造業が 848 億円で多くなっています。

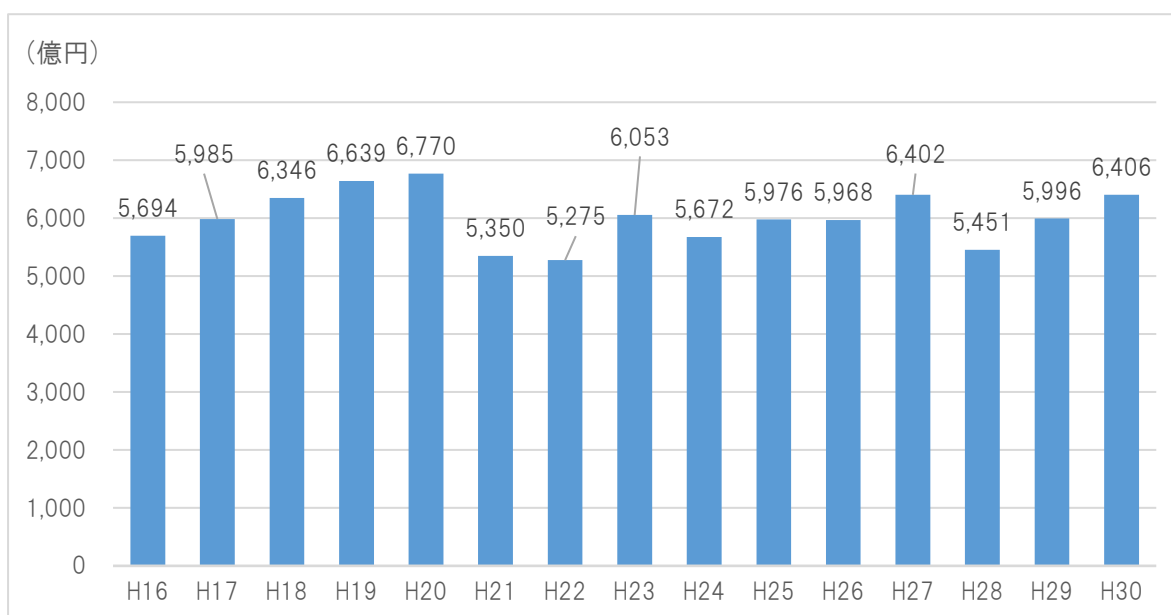


※工業統計調査（従業者 4 人以上の事業所）

## 2 工業振興に係る現状

### (1) 製造品出荷額等の推移

直近の製造品出荷額等は、平成 21 年・平成 22 年に、リーマンショックの影響もあり 5,000 億円台前半まで減少したものの、平成 30 年は 6,406 億円まで増加しています。



※工業統計調査（従業者 4 人以上の事業所）

## (2) 近隣市町との比較

本市の製造品出荷額等のピークは、平成2年の 9,259 億円であり、直近の平成 30 年の 6,406 億円の状況と比較すると大幅に減少しています。

また、平成2年を 100%とした場合の伸び率で比較すると、本市の製造品出荷額等は平成 30 年には 69%の水準に落ち込んでおり、県東部近隣市町と比較して、減少率が高い状況となっています。

### ① 製造品出荷額等

(単位:億円)

	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30
静岡県	125,045	<b>162,652</b>	161,630	166,108	173,227	157,931	163,720	167,871	<b>175,394</b>
沼津市	6,984	<b>9,259</b>	8,683	7,437	5,985	5,275	6,402	5,996	<b>6,406</b>
富士市	14,887	<b>18,313</b>	17,704	15,152	14,070	14,249	14,452	13,816	<b>14,322</b>
三島市	2,435	<b>2,956</b>	3,162	2,907	2,977	1,790	2,073	1,923	<b>1,907</b>
富士宮市	3,271	<b>5,094</b>	5,555	5,889	7,447	6,865	8,012	9,392	<b>9,693</b>
御殿場市	3,109	<b>4,863</b>	4,362	4,316	5,258	3,913	4,130	4,310	<b>4,845</b>
裾野市	3,164	<b>4,914</b>	3,964	3,933	5,852	4,630	3,800	3,697	<b>3,805</b>
長泉町	2,519	<b>2,887</b>	3,014	2,757	2,758	3,058	4,376	4,341	<b>4,441</b>

### ② 製造品出荷額等の変化率 (H2=100)

(単位:%)

	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30
静岡県	77	<b>100</b>	99	102	107	97	101	103	<b>108</b>
沼津市	75	<b>100</b>	94	80	65	57	69	65	<b>69</b>
富士市	81	<b>100</b>	97	83	77	78	79	75	<b>78</b>
三島市	82	<b>100</b>	107	98	101	61	70	65	<b>65</b>
富士宮市	64	<b>100</b>	109	116	146	135	157	184	<b>190</b>
御殿場市	64	<b>100</b>	90	89	108	80	85	89	<b>100</b>
裾野市	64	<b>100</b>	81	80	119	94	77	75	<b>77</b>
長泉町	87	<b>100</b>	104	95	96	106	152	150	<b>154</b>

※工業統計調査

### (3) 市内企業の事業用地需要の状況

平成 27 年度以降、本市に相談のあった、市内企業の用地需要の状況は次のとおりです。

- ① 事業所の移転・増築のため新たな用地を求めている市内企業 25 社は、全て市内移転を希望しており、そのうち 14 社が東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーンへの立地を希望しています。
- ② このうち、設備の老朽化による更新を移転理由とする企業は全体の約 70%であり、市内に適地が無い場合は市外転出も視野に入れています。  
事業所の業種に偏りはなく、広く多様な業種において事業用地の需要があります。

	業種	用途	創業年代	立地希望先	面積(坪)
1	パルプ・紙加工品	工場	1960 年代	沼津市内	10,000
2	プラスチック製品	工場	1940 年代	沼津市内	7,000
3	非鉄金属	工場	1950 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	6,000
4	金属製品	工場	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	3,000
5	金属製品	工場	1940 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,500
6	道路貨物運送業	物流拠点	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,500
7	鉄鋼業	工場	1940 年代	片浜地域	2,500
8	金属加工	工場	1990 年代	原浮島地域	2,500
9	プラスチック製品	本社	1990 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
10	プラスチック製品	工場	1950 年代	原浮島地域	2,000
11	業務用機械器具	工場	1960 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
12	金属製品	工場	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
13	その他製造業	工場	1990 年代	静浦地域	2,000
14	金属加工	工場	1970 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
15	その他製造業	工場	1970 年代	愛鷹地域	2,000
16	業務用機械器具	工場	1970 年代	片浜地域	2,000
17	金属製品	工場	1950 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
18	食料品	工場	1960 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
19	食料品	本社	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
20	金属加工	工場	1960 年代	原浮島地域	1,500
21	金属製品	工場	2000 年代	静浦地域	1,500
22	窯業・土石製品	工場	1960 年代	沼津市内	1,000
23	金属製品	工場	1960 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
24	自動車修理等	工場	1970 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
25	食料品	工場	1980 年代	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000

※平成 27 年度以降、用地需要の相談があったもののうち、需要面積 1,000 坪以上の製造業・物流業の実績について、一部データ加工したものを掲載。

#### (4) 市外企業の事業用地需要の状況

平成30年度以降の、本市に相談のあった、市外企業からの用地需要の状況は次のとおりです。

- ① 市外企業のうち18社は、首都圏から100km圏内となる東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーンを希望しており、この地域の用地需要が高くなっています。  
また、2,000坪以上の広大な用地の需要が高くなっています。業種については、道路貨物運送業が最も多くなっていますが、広く多様な業種から事業用地の需要があります。
- ② 一定の労働力の確保が見込まれることで、静岡県内・近隣市町からの進出意向が多くなっています。

	業種	用途	所在地	立地希望先	面積(坪)
1	パルプ・紙・紙加工品	工場	近隣市町	沼津市内	10,000
2	食料品	工場	九州地方	原浮島地域	10,000
3	その他製造業	工場	東京都	沼津市内	10,000
4	その他製造業	工場	静岡県内	沼津市内	9,000
5	輸送用機械器具	工場	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	6,000
6	その他製造業	工場	近隣市町	沼津市内	6,000
7	食料品	工場	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	5,000
8	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	5,000
9	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	5,000
10	食料品	工場	東京都	沼津市内	3,000
11	道路貨物運送業	物流拠点	愛知県	沼津市内	3,000
12	道路貨物運送業	物流拠点	東京都	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	3,000
13	洗濯業	工場	東京都	沼津市内	3,000
14	金属製品	工場	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,600
15	食料品	工場	近隣市町	沼津市内	2,000
16	業務用機械器具	工場	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
17	食料品	工場	近隣市町	沼津市内	2,000
18	非鉄金属	工場	近隣市町	沼津市内	2,000
19	プラスチック製品	工場	近隣市町	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	2,000
20	道路貨物運送業	物流拠点	静岡県内	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
21	金属製品	工場	近隣市町	沼津市内その他	1,500
22	業務用機械器具	工場	東京都	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
23	道路貨物運送業	物流拠点	中国地方	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
24	食料品	工場	東京都	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500
25	その他製造業	工場	東京都	沼津市内	1,500
26	プラスチック製品	工場	東京都	東名IC近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,500

	業種	用途	所在地	立地希望先	面積(坪)
27	食料品	工場	静岡県内	沼津市内	1,000
28	道路貨物運送業	物流拠点	静岡県内	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
29	設備工事業	工場	近隣市町	沼津市内	1,000
30	業務用機械器具	工場	東京都	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
31	電気機械器具	工場	甲信地方	沼津市内	1,000
32	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
33	業務用機械器具	工場	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000
34	道路貨物運送業	物流拠点	近隣市町	東名 IC 近隣・片浜池田線沿道ゾーン	1,000

※平成 30 年度以降に、用地需要の相談があったもののうち、需要面積 1,000 坪以上の製造業・物流業の実績について、一部データ加工したものを掲載。

## (5) 市街化区域内における工業系用途地域の土地利用の状況

### ① 工業系用途地域における土地利用の課題

市街化区域内における工業系用途地域の未利用地は、約 21.7ha 存在しますが、このうち 2ha 以上の大規模開発に対応できる一団の未利用地は存在しない状況となっています。

2ha 未満の未利用地は工業専用地域内には 0.1ha しかなく、工業地域・準工業地域に多く存在しています。

ただし、これらの未利用地には、土地の細分化、狭あい道路、住工混在などの課題があり、工場等の立地需要に十分に対応できていない状況となっています。

用途地域	2ha 未満の 未利用地	2ha 以上の 未利用地
準工業地域	8.1 ha	0 ha
工業地域	13.5 ha	0 ha
工業専用地域	0.1 ha	0 ha
合計	21.7 ha	0 ha

※平成 28 年度静岡県都市計画基礎調査

### ② 片浜地区の土地利用の状況

市内の工業地域のうち、多くの中小企業が立地している片浜地区においては、2ha 未満の小規模な未利用地が数多く点在しています。

しかし、同地域は戸建て住宅や集合住宅などの小規模な開発が進んだことにより、住居系用途の割合も多い住工混在地となっており、工場操業に係るクレーム等の操業環境の悪化が、製造業等の事業用地として土地利用を図る際の課題となっています。

住工混在の解消を図り、未利用地を集約し一団の土地を形成することができれば、企業の用地需要に対応可能な事業用地としての土地利用が可能であるものの、その実現には、長期的な視点による継続的な取組が必要です。



## (6) 市街化調整区域の土地利用の状況

市街化調整区域は、都市計画法第7条第3項において市街化を抑制すべき区域とされ、原則として開発行為等は認められない区域です。しかしながら、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為については、都市計画法第34条に基づき、個別に許可を行っています。

都市計画法第34条第14号に規定される工場及び物流施設を建設する場合は、開発審査会の議を経て市街化を促進するおそれがない等のことが認められるものに対して許可されることとなります。

### ① 市街化調整区域における事業用地開発に係る規定

市街化調整区域における事業用地の開発については、「市街化調整区域における開発行為等の審査基準(令和2年10月1日)」により、次のとおり特定の業種に限り認められています。なお、これまでの課題となっていた市内企業のニーズに対応するため、「事業拡大のための工場の移転」を追加し、市外流出の防止に努めています。

#### 地域産業の振興を図るための工場等

##### 1 許可対象の土地

原則として次の区域を除く。

- (1) 集団的農用地(団地規模がおおむね10ha以上で、高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備えている農用地)
- (2) 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の対象農用地で、事業の完了した翌年度から起算して8年を経過していない農用地
- (3) 土地基盤整備事業を実施中又は計画中の地区の農用地
- (4) 主産形成又は地域の農林業の振興を目的として地区を指定し、事業を実施中の地区内の農用地
- (5) 将来、住居系の土地利用が想定されている地区

##### 2 立地条件等

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 市街化区域に適地がないと認められるものであること。
- (2) 予定建築物の立地がその周辺の土地利用と調和のとれたものであること。
- (3) 周辺の住環境に支障をきたさないこと。
- (4) 開発区域周辺の労働力を必要とする場合、清浄な空気・水、自然緑地等の優れた自然環境を必要とする場合、高速道路のインターチェンジ等に近隣接することが必要な場合等、地形、環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、地域振興を図る必要があるものとして当該地に立地することがやむを得ないと認められる場合であること。

(5) 地元雇用型であること。

### 3 該当施設

#### (1) 技術先端型業種の工場等

##### ア 予定建築物

技術先端型業種(医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、電子デバイス製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、航空機・同附属品製造業、ロボット製造業、自動車・同附属品製造業(電気自動車及び電気自動車に係る部品を製造するものに限る。)その他別途運用基準に定める業種)の工場又は研究所(研究棟、管理棟、医療棟等の施設)

##### イ 敷地面積

5ha 未満であること。

#### (2) 次世代産業に該当する業種の工場等

##### ア 予定建築物

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱(平成 18 年3月 22 日市長決裁)別表第4下欄に規定する工場であって、以下のいずれかに該当すると市長が認めるもの。

(ア) 静岡県新産業集積クラスター(ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フotonバレー)のプロジェクトに参画し、各プロジェクトに関連する製品を製造する工場

(イ) 医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術(新エネルギー、次世代輸送機器)等に関連する製品を製造する工場

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、自然素材を活用した医薬部外品等、健康関連の製品を製造する工場

##### イ 敷地面積

5ha 未満であること。

#### (3) 地場産品を活かした飲食料の製造工場及び販売所

##### ア 予定建築物

沼津市企業立地促進事業費補助金交付要綱(平成 18 年3月 22 日市長決裁)別表第4上欄に規定する業種のうち、飲食料に係る業種の製造工場であって、製品販売施設を併設するもののうち、次に掲げる全ての要件に該当すること。

(ア) 当該工場扱う主な原材料が沼津市で生産された農林水産物であること、地場産品を活かした製品を生産している等、製品が地域の特性を活かしたものであること。

(イ) 当該工場の見学、体験等ができること。

イ 接道要件

原則として国道(国道の側道を除く。)又は県道に30m以上接していること。

(4) 事業拡大のための工場の移転

ア 予定建築物

市内に既存する製造業の工場で敷地内での増築が不可能かつ敷地拡張の余地がなく、事業拡大が望めないことにより移転する製造業の工場。

イ 敷地面積

5ha未満であること。

ウ その他

(ア) 移転先は、都市計画法第18条の2の規定に基づき市が定めた基本方針で示す(都)片浜池田線沿道ゾーン内であること。

(イ) 既存工場は次に掲げる全ての要件に該当すること。

あ 既存工場は、沼津市内に立地しており、当該地において製造業の工場として継続して5年以上操業している実績を有すること。

い 既存工場の敷地内において、法令規制等により、事業拡大を目的とした増築が不可能であり、かつ周辺の状況により敷地拡張の余地がなく、やむを得ず工場を移転せざるを得ないものあること。

(ウ) 既存工場の全部を移転するものとして計画されており、既存工場の処分計画が明らかであること。なお、既存工場の敷地が工業系用途地域内である場合は工業系用途として引き続き活用されることを目的とした処分計画であること。

(エ) 市の産業振興施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものであること。

(オ) 操業開始後10年間の事業計画が明らかとなっており、当該事業計画について市の関係部局が認めたものであること。

(カ) 市内において複数の既存の工場が密接に事業を行っている場合は、既存の工場を集約して移転をすることができる。ただし、移転によって事業が拡大されるものに限る。

(キ) 騒音、振動、悪臭、煙害、水質汚濁、光害等の公害を発するものでないこと。ただし、これらの公害について対策が講じられており、市の環境施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものである場合はこの限りではない。

## 大規模流通業務施設

### 1 許可対象施設

- (1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5t以上の大型自動車がおおむね1日平均延べ16回以上発着すると認定したもの又は1日当たりの発着貨物が80t以上あると認定した施設。
- (2) 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5t以上の大型自動車がおおむね1日平均延べ16回以上発着すると認定したもの又は1日当たりの発着貨物が80t以上あると認定した施設。
- (3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流総合効率化法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫であること。

### 2 許可対象の土地

現在及び将来の土地利用上支障がない土地で、原則として次の区域を除く。

- (1) 集团的農用地(団地規模がおおむね10ha以上で、高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備えている農用地)
- (2) 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業の対象農用地で、事業の完了した翌年度から起算して8年を経過していない農用地
- (3) 土地基盤整備事業を実施中又は計画中の地区の農用地
- (4) 主産形成又は地域の農林業の振興を目的として地区を指定し、事業を実施中の地区内の農用地
- (5) 将来、住居系の土地利用が想定されている地区

### 3 立地条件等

次のいずれかに該当すること。

- (1) 4車線以上の国道、県道、市道等の沿道
- (2) 高速自動車国道(高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)のインターチェンジ(スマートインターチェンジを含む。以下同じ。)からおおむね1km(1(3)の施設については2km)の距離にある区域内にあり、当該インターチェンジに至るまでの主要な道路の車道幅員が6.5m以上であること。

#### 4 その他

次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該施設の立地に当たって、市街化区域内の工業系の用途地域内に適地がないと認められるもの又は当該施設を市街化区域に立地した場合、周辺地域において交通の安全に支障を来し、若しくは交通機能を阻害し、又は居住環境を悪化させると認められるものであること。
- (2) 4車線以上の国道、県道、市道等の沿道における立地にあつては、これらの道路に接していることを要すること。ただし、地形上の理由等によりやむを得ない場合はこの限りでない。

#### ② 市街化調整区域の事業用地の開発状況

平成 26 年度以降、開発審査会の議を経て、事業用地の開発が認められた実績は、次のとおり年間1～3件となっています。

先述の「市外企業の事業用地需要の状況」のとおり、多くの企業から引き合いがあるものの、そのほとんどの企業は技術先端型業種等に該当しないため、市外からの企業進出が進んでいません。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
技術先端型	0	1	1	1	1	1
次世代産業	1	0	2	0	0	0
地場産品	0	0	0	0	0	0
大規模流通業務	1	0	0	1	1	0
合計	2	1	3	2	2	1

### 3 工業振興に係る課題

本市の製造品出荷額等は、平成2年の 9,259 億円をピークに、平成 30 年には 6,406 億円と、大幅に減少しています。

これは、広域交通の高い結節性など本市の立地の優位性等により、事業用地としての需要は高いものの、企業ニーズにあった事業用地が少ないため、市内企業の生産性向上や規模拡大に伴う移転、さらには市外企業の進出に十分な対応ができていないことが大きな要因であると考えられます。

特に市街化区域内においては、大規模な未利用地が少なく、住工混在の問題などから企業のニーズに合わない状態となっています。

そのため、市内企業の流出を抑制すべく、市街化調整区域における土地利用の在り方について検討し、令和2年度において、市街化調整区域における開発行為等の審査基準の改正を行いました。

しかしながら、市外企業については、引き続き企業立地の対応が困難な状況となっていることから、土地利用の在り方を含め、事業用地の確保に向けた検討をしていかなければなりません。

これらの取組を通じて、市内企業はもちろんのこと、市外企業の立地を推進し、企業の定着と経営の安定化を図っていくことが重要となっています。

また、企業の定着と経営の安定化は、本市の活力の維持のみではなく、市民の雇用確保の観点からも非常に重要であるため、計画的・戦略的に事業用地の確保と支援体制の整備に取り組むことが求められています。

#### 4 工業の振興に係る施策の基本方針

広域交通の高い結節性など本市の立地の優位性を活かして、新たな工業用地の確保や企業の誘致・定着の推進により、製造品出荷額等の向上に努めます。

また、地域産業の活性化と安定雇用の確保に向けて、中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上、新たな事業展開を図る取組の支援に努めます。

##### 成果目標

項目	現況値	目標値
製造品出荷額等	6,406 億円(H30)	7,000 億円(R7)

##### 活動目標

項目	現況値	目標値
製造業等の立地件数	0件(R1)	7件(R7)

(1) 企業の定着・誘致の推進

工業・物流業においては、市街化区域に適地が少ないことによる市内企業の流出の抑制や、市外からの企業の受け入れを推進するため、広域交通の結節点など本市の立地の優位性が生かせる場所の土地利用の在り方を検討し事業用地の確保を図ります。

① 企業の事業用地取得・設備投資の支援

本市への企業立地を促進するため、製造業等の事業者で土地の面積や従業者数など一定の要件を満たした事業者に対して、用地の取得費や工場の建設費などについて、補助金を交付します。

また、IT等の事業を行うにあたり、本市に新たにオフィスを設置する事業者に対して、オフィスの賃借料や通信回線料などについて、補助金を交付することにより、事業者の進出を支援します。

事業名称	継続・新規
企業立地促進事業	継続(平成 19 年度から実施)
中小企業設備投資促進事業	継続(平成 28 年度から実施)
医療関連産業集積促進事業	継続(平成 23 年度から実施)
ITオフィス等進出事業	継続(平成 30 年度から実施)

事業名称	企業立地促進事業費補助金	
対象業種	製造業（工場等）、物流施設	研究所、ソフトウェア業
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用地取得 1,000 ㎡以上</li> <li>○当該事業所の従業者数が業務開始時に 10 人以上（パート等は 1/2 換算）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究施設の床面積 200 ㎡以上</li> <li>○研究員の人数が業務開始時に 5 人以上</li> </ul>
対象経費補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用地取得費の 20%以内（成長分野は 30%以内） （ふじのくにフロンティア推進エリアにあつては、用地取得費の 30%以内（成長分野は 40%以内））</li> <li>○新規雇用の従業者（市内居住者に限る）1 人（パート等は 1/2 換算）につき 100 万円</li> </ul>	
限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 億円（成長分野は 3 億円） （ふじのくにフロンティア推進エリアにあつては、3 億円（成長分野は 4 億円）</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2 回目以降は、設備投資額 5 億円以上（研究所等は 1 億円以上）※県と協調の場合</li> <li>○設備投資額の要件を満たせない場合は、市単独での補助となり、補助率・補助額は用地取得費の 10%以内（成長分野は 15%以内）、新規雇用の従業者（市内居住者に限る）1 人（パート等は 1/2 換算）につき 50 万円、限度額は 1 億円（成長分野は 1.5 億円）。</li> <li>○従業者数を 3 年間維持する</li> </ul>	



事業名称	中小企業設備投資促進事業費補助金	
対象業種	製造業（工場等）、物流施設	研究所
要件	【設備投資額】 ○1億円以上（雇用増）	【設備投資額】 ○1億円以上（雇用増） ○研究員5人以上 ○研究施設の床面積200㎡以上
	○事業着手後2年以内の業務開始 ○中小企業基本法に規定する中小企業者であること	
対象経費補助率	○建物建設費（新築・増築）及び機械設備購入費（新規購入に限る） 補助対象経費の3.5%以内（市外からの転入、成長分野製造業・研究所は5%以内）	
限度額	1,750万円（市外からの転入、成長分野製造業・研究所は2,500万円）	
その他	○沼津市医療関連産業集積促進事業費補助金・静岡県新規産業立地事業費補助金との重複適用は不可 ○従業員数を3年間維持する	

事業名称	医療関連産業集積促進事業費補助金	
対象者	○薬機法に基づく医薬品・医療機器の製造販売・製造業の許可・登録を得ている企業で、市内で専ら医療関連製品の製造を行う施設を設置する事業者 ○医学・薬学研究の用に供する施設、医薬品・医療機器等製造の分野に係る開発・研究を行う施設を設置する事業者	
要件	○工場等の取得後3年以内に業務開始 ○従業員の増加	
対象経費補助率	○建物の設置（新築・増築・既存物件購入・改修）に要する経費 ○機械設備の取得に要する経費 上記補助対象経費の10%以内	
限度額	1億円	
その他	○補助金の交付は原則1企業につき1回限り ○従業員数を3年間維持する	

事業名称	ITオフィス等進出事業費補助金		
対象業種	○日本標準産業分類「大分類」情報通信業のうち、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 ○「大分類」サービス業（他に分類されないもの）のうち、コールセンター業		
条件	○対象年度中に、市内（静岡県沼津インキュベーションセンターを除く）に事業所を有しない企業等が市内において新たに賃借によりITオフィスを開設（本社の移転、支社等の開設、子会社等の設立をいう。）するものであること（床面積:25㎡以上） ○従業員の数が3名以上であること ○ITオフィス開設前に1年以上の事業実績を有すること ○事業開始の日がITオフィス等の賃貸借契約日から180日以内であること		
補助対象	建物賃借料の2分の1	通信回線使用料等の10分の10	ITオフィス等開設経費
補助限度額	月額5万円	月額10万円	30万円
補助期間	最大36カ月	最大36カ月	1回限り（初年度限り）

② 空き物件の情報収集・相談体制の整備

公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会と締結した事業用地等情報の収集及び提供に関する協定に基づき、事業者等からの求めに応じて、情報の提供を受ける体制を整えており、相談体制の更なる充実を図ります。

事業名称	継続・新規
物件情報の収集・発信	継続(平成 26 年度から実施)

③ 企業誘致に向けた首都圏プロモーション活動等の実施

本市への立地をアピールするため、移住施策とも連携しながら、首都圏等の企業が集まるマッチングイベントに出展するなど、誘致活動を行います。

事業名称	継続・新規
首都圏プロモーションの実施	継続(平成 29 年度から実施)

④ 事業用地の確保(市街化調整区域の有効活用)

現行の市街化調整区域における開発行為等を制限する規制等については、技術先端型業種や次世代産業に該当する業種の工場などの立地は認められているものの、この基準に合致するケースは、企業立地の引き合い状況の中でも極めて少ない状況となっています。

持続的な産業振興を図り、工業用地の不足に対応するため、市街化調整区域であっても広域交通のアクセスに優れるエリア等については、有効的な活用の検討を進め、民間企業が立地しやすい環境を整備します。

< 中小規模の事業用地の確保 >

市街化調整区域内で、自然環境や居住環境に配慮し、広域交通の結節点となっている地区を新たな事業用地の適地として位置づけ、土地利用の在り方について検討を進め、企業が立地しやすい環境を整備します。

短期的な取組として、広域交通の結節点である(都)片浜池田線沿道ゾーンを主な候補地と位置づけ、市街化調整区域における開発基準を改正し、技術先端型業種・次世代産業の工場等に加え、市内企業の事業拡大のための工場の移転を可能としました。

今後は、日々進化する技術の革新への対応を図るため、技術先端型業種・次世代産業に該当する業種の見直しについて検討します。

<大規模な事業用地の確保>

大規模な事業用地需要に対応するため、(都)片浜池田線沿道ゾーンに加え、一団の土地利用のニーズが見込まれる足高北地区や原地区などを主な候補地と位置づけ、土地利用の動向や公共施設の整備状況等を考慮し、区域区分の見直しについて検討するとともに、必要に応じて市街化調整区域における地区計画の活用を検討し、計画的かつ適切に事業用地の確保を図ります。

また、交通環境の変化が見込まれる大平地区や市の保有する遊休地が存する西浦地区についても新たな都市的土地利用の可能性について検討を行います。

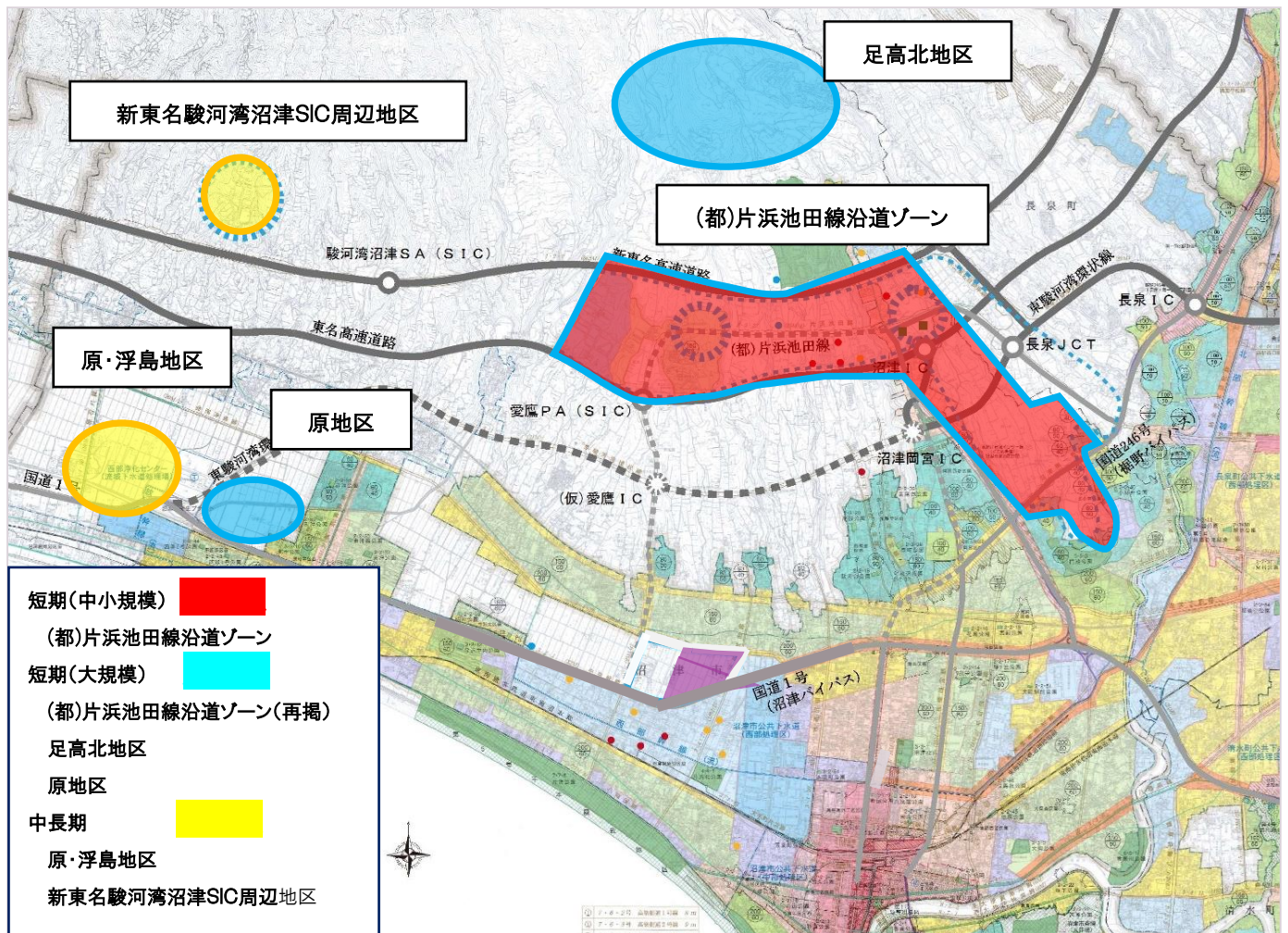
事業名称	継続・新規
市街化調整区域の土地利用の検討	継続(平成 30 年度から実施)

⑤ 広域交通網を活かした物流拠点整備の検討

東駿河湾環状線の西側延伸を見据え、国道1号の結節点となる原・浮島地区や、東海大学跡地周辺を含む新東名駿河湾沼津SIC周辺地区などを主な候補地と位置づけ、事業用地としての開発可能性について検討を進めます。

事業名称	継続・新規
市街化調整区域の土地利用の検討(再掲)	継続(平成 30 年度から実施)

事業用地の確保を図る地区の位置図



## (2) 企業の経営基盤の強化・生産性向上に向けた支援

中小企業の持続的な活動と生産性の向上は、本市の経済発展と市民の雇用の確保につながることから、これらの取組を支援し中小企業の活性化を図ります。

### ① 資金調達の支援

中小企業における設備投資資金や運転資金の円滑な調達を支援するため、金融機関や信用保証協会と連携して、小口資金や短期経営改善資金等の制度融資を実施することにより、利子にかかる負担を軽減しています。

経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、中小企業者や金融機関と定期的なヒアリングを実施し、制度融資の拡充・見直しを行います。

事業名称	継続・新規
小口資金利子補給事業	継続(平成 14 年度から実施)
短期経営改善資金利子補給事業	継続(平成 14 年度から実施)
近代化資金等利子補給事業	継続(平成 14 年度から実施)
小規模事業者経営改善資金利子補給事業	継続(平成 27 年度から実施)
開業パワーアップ支援資金等利子補給事業	継続(平成 30 年度から実施)
経済変動対策資金利子補給事業	継続(令和2年度から実施)

事業名称	小口資金利子補給
対象	<p>○会社（従業員 30 人以下。但し、商業、サービス業は 10 人以下）または個人事業主（従業員 30 人以下。但し、商業、サービス業は 10 人以下）または医療法人（従業員 30 人以下）</p> <p>○市内において 3 ヶ月以上同一事業を行っていること</p> <p>○市税を完納していること</p> <p>○保証協会の信用保証対象資格があること</p>
条件等	<p>【貸付限度額】 700 万円</p> <p>【利子補給率】 年 1.08%</p> <p>【資金使途】 事業資金</p> <p>【貸付期間】 5 年以内</p> <p>【返済方法】 元金均等月賦</p>

事業名称	短期経営改善資金利子補給
対象	○会社（従業員 50 人以下。但し、商業、サービス業は 20 人以下）または個人事業主（従業員 50 人以下。但し、商業、サービス業は 20 人以下） ○市内において 1 年以上同一事業を行っていること ○保証協会の信用保証対象資格があること ○静岡県短期経営改善資金の融資と同時に申し込むこと
条件等	【貸付限度額】 700 万円 【県利子補給率】 年 0.26% 【市利子補給率】 年 0.4% 【資金使途】 運転資金 【貸付期間】 5 ヶ月以内 【返済方法】 元金均等割賦又は一括

事業名称	近代化資金等利子補給
対象	<近代化資金・経営安定資金> ○中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、企業組合等 ○商店街振興組合法に基づく商店街振興組合 <集団化資金> ○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に規定する工場等 集団化計画に基づき事業を行う事業協同組合等 ○市内に事業所等を有していること ○市税を完納していること
条件等	【貸付限度額】 <近代化資金及び経営安定資金> ・組合 1 億円 ・組合員 4,000 万円 <集団化資金> 総事業費の 10%以内 【利子補給率】 年 0.3% 【資金使途】 近代化資金・経営安定資金・集団化資金 【貸付期間】 1 年以上 7 年以内 【返済方法】 元金均等割賦

事業名称	小規模事業者経営改善資金利子補給
対象	<p>○沼津商工会議所もしくは沼津市商工会の推薦を受け、当該年度の4月1日以降、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金（無担保、無保証人）を借り受けた小規模事業者</p> <p>○市内において同一事業を行っていること</p> <p>○市税を完納していること</p> <p>○小口資金、短期経営改善資金利子補給制度を利用していないこと</p>
条件等	<p>【貸付限度額】2,000万円</p> <p>【利子補給率】年1.0%</p> <p>【利子補給期間】12か月以内</p> <p>【資金用途及び貸付期間】</p> <p>○運転資金7年（据置期間1年以内）</p> <p>○設備資金10年（据置期間2年以内）</p>

事業名称	開業パワーアップ支援資金等利子補給
対象	<p>○当該年度の4月1日以降、金融機関及び県信用保証協会経由で静岡県が実施する開業パワーアップ支援資金を借り受けた創業者、または日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金を借り受けた創業者</p> <p>○市内に主たる店舗、工場若しくは事業所を設けようとする者又は現に市内にこれらの施設を有する者</p> <p>○各月の返済が完了している者</p> <p>○市税を完納していること</p>
条件等	<p>【貸付限度額】1,000万円</p> <p>【利子補給率】年1.0%以内</p> <p>【利子補給期間】24か月以内</p> <p>【利子補給時期】年1回（年度末）</p>

事業名称	経済変動対策資金利子補給
対象	<p>○新型コロナウイルス感染症を主な原因とした、急激な経済の変動により事業活動に影響を受けている市内の中小企業者の経営安定化を支援するため、静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）を借り受けた中小企業者等</p> <p>○市内に店舗、工場又は事業場を有する中小企業者</p> <p>○1年以上継続して同一事業を営んでいること</p> <p>○市税を完納していること</p> <p>○他の市町村から同様の利子補給金等の交付を受けていないこと</p>
条件等	<p>【貸付限度額】 8,000 万円</p> <p>【利子補給率】 年 1.6%以内</p> <p>【利子補給期間】 3 年以内</p> <p>【利子補給時期】 年 2 回（9 月、3 月）</p>

## ② 知的財産活用に向けた相談体制の整備

特許権や実用新案権、商標権などの知的財産権については、商品の開発やブランドの構築など、企業活動においてその重要性が増してきています。知的財産に関する相談体制の構築や企業戦略に対する助言などを通じて、産業の活性化を図ります。

事業名称	継続・新規
知的財産活用事業	継続(平成 23 年度から実施)

事業名称	知的財産活用事業
事業概要	専門知識を持つ知財活用アドバイザーを配置し、企業からの相談、企業への訪問を行ない、特許関連情報の受発信、技術提携や事業化の支援を図る

## ③ 継続的な事業活動の確保に向けたBCP(事業継続計画)の策定支援

地震や台風などの自然災害等が増加傾向にある中で、事業の継続が困難になったり、復旧に時間を要したりして、事業の縮小や廃業を余儀なくされるケースが目立っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、このような緊急事態への対応力を向上させるためには、BCPを策定することが重要になっています。

BCPの策定に向けた啓発に努めるとともに、相談体制の強化など、中小企業がBCPを策定するにあたっての新たな支援制度について検討していきます。

事業名称	継続・新規
強い産業づくり推進事業 (事業者BCP策定支援)	継続(令和元年度から実施)



④ 生産性向上に向けた先端設備の導入支援

生産性向上特別措置法の施行に伴い、労働生産性が一定以上向上する設備投資計画を認定することにより、固定資産税の特例措置を設け、老朽化した設備の更新を促し、生産性の向上と競争力の強化を図ります。

事業名称	継続・新規
先端設備等導入計画の認定	継続(平成 30 年度から実施)

事業名称	先端設備等導入計画の認定
対象	○中小企業者であること（中小企業等経営強化法） ※製造業の場合、資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
条件	○労働生産性が年平均 3 %以上向上すること （3 年計画の場合は 9 %、4 年計画の場合は 12%、5 年計画の場合は 15%） ※労働生産性・・・（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働投入量
設備	○導入する設備が下記の設備であること（生産、販売活動等の用に直接供される設備に限る） ●機械装置 ●測定工具及び検査工具 ●器具備品 ●建物附属設備 ●ソフトウェア ●構築物 ●事業用家屋
その他	○沼津市内に導入する設備であること ○国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（金融機関・商工会議所など）において事前確認を行った計画であること

事業名称	固定資産税の特例措置（生産性向上特別措置法）			
対象	○中小企業者であること（地方税法） ※資本金 1 億円以下の法人（大企業の子会社を除く）			
特例	○課税標準が当初 3 年間ゼロ			
設備	○下の表の設備で、下記①②の要件を満たす設備であること（事業用家屋を除く） ①一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし、ただし中古資産は対象外） ②生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1% 以上向上している設備であること			
	設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
	機械装置	全て	160 万円以上	10 年以内
	工具	測定工具又は検査工具	30 万円以上	5 年以内
	器具備品	全て	30 万円以上	6 年以内
	建物附属設備	全て（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）	60 万円以上	14 年以内
	構築物	全て	120 万円以上	14 年以内
	事業用家屋	※	120 万円以上	—
※事業用家屋においては、取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたものに限る。				
その他	○先端設備等導入計画の認定を受けていること（先端設備等導入計画と同時に申請可）			